

尾張家一四代徳川慶勝の藩政改革と榎木植栽

藤田英昭

はじめに

- 一 榎木植栽の背景―徳川慶勝の藩政改革―
 - 二 改革の基調と理想の領主
 - 三 徳川慶勝の榎木研究
 - 四 榎木植栽の実施―「富国強兵」の模索―
- おわりに

はじめに

本稿で取り上げる榎木(樹)とは、よく知られているように採蠟植物の一種である。ウルシ科の落葉喬木であり、「はじ」「はじのき」「はにし」「りゅうきゅうはぜ」「ろうのき」「やまうるし」とも呼ばれている。一七世紀後半以降の生活様式の変化によって、蠟は夜の灯火としての蠟燭、髪油としての鬢付けに使用されるなど、日常生活の必需品となっていた。この蠟燭や鬢付けの原料が榎木の実であり、生活様式の変化は自ずから榎

木植栽と製蠟業とを活性化させていったのである。⁽¹⁾

こうした榎木植栽については、大蔵永常「農家益」人之巻(享和二年刊)⁽²⁾が、「榎実登り候国々」として畿内以西の二五か国を挙げていることく、榎木自体が寒さに耐え得る力が甚だ弱かったため、暖帯地域である薩摩から肥後を経て九州全域に広がり、さらに中国・四国地方へと普及していった。こうした普及過程については、野口喜久雄氏の労作に詳しく、榎木の栽培技術や優良品種が、九州・中国・四国地方に伝播していく過程が詳細に論じられている。⁽³⁾ 当地の各藩は、財政不足を補填するために、殖産興業政策として蠟の専売制をしいて、江戸や大坂市場に移出していったが、実に九州・中国・四国の二〇藩以上が、榎実・榎蠟の専売制を実施しており、⁽⁴⁾ 各藩における榎木植栽や蠟専売の事例研究も、古くから多くの蓄積がある。⁽⁵⁾ 西日本諸藩にとつての榎木は、財政の再建を支え、殖産興業政策を推進するうえでの有用植物だったと評価できよう。

ひるがえって、尾張徳川家(藩)の場合はどうであったのか。大崎晃氏の研究によれば、⁽⁶⁾ 木曾山における森林資源の枯渇(辰山)を考慮して、享保

期には年貢木上納制が廃止され、村民救済や木蠟採取を目的とした漆木植栽が奨励されたことが明らかにされている。いっぽうで、同藩において、同じ採蠟植物である榎木の植栽がどのように実施されたかについては、具体的な展開過程は不明なままである。ただし、結論を先に示せば、尾張藩において榎木植栽が全藩的規模で行われたのかどうか、または榎木の専売制が実施され、財政補填・殖産興業策として機能しえたのかどうかは、今のところ判断する材料に欠けている。この点はしばらく置くとして、ここでは、尾張家一四代当主(藩主)徳川慶勝の榎木植栽政策を、その藩政改革と関連づけて評価し、慶勝がいかなる目的で榎木植栽を実施し、どのような点に榎木の有用性を認めていたのかを検討していきたい。あわせて、榎木がいかなる場所に植え立てられたのか、その意味するところは何なのか、具体的な様相を明らかにしていきたい。

一 榎木植栽の背景―徳川慶勝の藩政改革―

高須松平家一〇代当主松平義建の第二子であった松平義恕(のちの徳川慶恕・慶勝)が、尾張徳川家一四代当主となったのは、嘉永二年(一八四九)六月四日のことであった。⁷⁾ 初めて入国を果たしたのは、同四年三月一日で、以後「政事旧弊ノ一洗」⁸⁾を旨とした藩政改革を本格的に開始していく。藩主に就任した慶勝の課題は、おもに①人事刷新・人材登用、②財政再建、③海防強化策の三点であった。以下、榎木植栽とも密接に関係していたと考えられる改革の内容を見てみよう。⁹⁾

①人事刷新・人材登用は、改革を断行するうえでの前提条件でもあり、おもに国許(尾張)・江戸の意志疎通をはかるため、江戸定詰制の改変を基

本に据えて行われた。「其表(江戸)定居重役之儀ハ、国元困窮之疾苦を弁へ薄ク、随て用財節儉方不行届、此表(尾張)重役共ハ、其他地向応接無拠物入多之意味弁へ薄ク、自然と両地隔意出来、毎時確執ニ相成」¹⁰⁾ことを憂えた慶勝は、「両地合体」¹¹⁾を旨として江戸詰解任を主とした人事刷新を断行していった。財政逼迫に直面した尾張藩が、支出削減を図るためにも、江戸定詰を廃止し交代制とすることは、緊急の課題であったといえる。なかでも、二八年もの長きにわたって江戸に在勤し、幕閣と癒着し権勢を恣にしていた年寄佐枝将監(種武)については、慶勝自身も「将監儀ハ不人物にて、一国中之人望ニ背キ候居候者ニ有之、同人抔其表要路ニ差置キ候てハ、甚以国民治り方之大害に相成申候」¹²⁾と酷評し、改革の実行にあたって、罷免すべき第一等の人物としたのである。嘉永五年三月に、佐枝は江戸詰を解任され、ついで、改革の障害となる年寄中西筑前守(長毅)らが罷免・左遷されていった。代わって慶勝の改革に従う城代肥田孫左衛門(忠篤)らを加判列に進め、さらに慶勝の側近である御小納戸頭取・小姓などには、慶勝の家督相続を推進した田宮弥太郎(篤輝)、長谷川惣蔵(敬)、沢田庫之進(盛忠)らを抜擢し、改革を進めていくのである。

②財政再建については、慶勝襲封時の藩財政が、歳入金二四万九二九兩余、歳出金四七万一二六二兩余と、すでに破産状態であったことから、徹底した儉約と経費節減とが奨励された。慶勝が付家老の成瀬正住に示したように、「莫大之借財、其上年々之用度格外之出張り、納払高掛ケ競候得共、支払之方遙ニ多分ニ有之」状態で、「家中宛行行渡し方迄も差支」¹³⁾「国民撫育も相缺、幕府之勤向も手支と相成」¹⁴⁾ほどに逼迫していたのである。しかも、嘉永三年七月・八月には、空前の大暴風雨と洪水に見舞われ、財

政破綻に拍車を掛けていた(嘉永三年度の損耗は約六〇万石という)。そのた

め慶勝は、年一万八〇〇〇〜九〇〇〇両もあつた御手許入用金を、わずかに二〇両程に切り詰め、徹底した緊縮生活を自らに課し、前述したように江戸定詰制に改変を加え、経費節減に努めていったのである。そして嘉永六年には、不要な土地・建物を売却処分し、町方・在方の有力者に財政再建への協力を呼びかけ、また家中一統へ五か年間の献金を求めていった。安政三年（一八五六）には、町人ら債権者五四〇人を城内に集めて藩財政を公開し、献金を求めるとともに、債権の放棄を誘い出すなどして、財政の立て直しを模索していったのである。

そのうえ、慶勝は安政元年から二年にかけて、九代徳川宗睦の寛政期に定められた世禄制を見直すことを表明し、財政整理を進めていった。後述するように、慶勝の改革は、尾張藩「中興の名君」¹⁶といわれる宗睦の治世（宝暦一〇年〜一七六〇）〜寛政一一年（一七九九）を模範としたものであつたが、時勢の変遷とともに弊害を来してきた制度は、その精神に抵触しない限りにおいて、改定を加えていったのである。

世禄制とは、寛政四年に定められた家中の禄制改革であり、御目見以上の家臣に対して、勤仕・年限・養子などにかかわらず、本高・足高ともに世禄として代々継承することを認め、その生活を永久に保証した制度であつた。異国船の接近に伴う海防充実を期し、家中の勤役および生活上の不安を解消するために設けられた禄制であつたが、それによって、家中が安逸・遊惰に流れるという問題にも直面し、さらには世禄制による出費増大が藩財政を圧迫し続けたことも事実であつた。慶勝は「寛政度世禄之御立制ニ基キ、自然と勸懲之二則を立、右之善政を活用」¹⁷すると訓示するとともに、家中の刷新をも見越して、禄制の改正に着手したのである。すなわち、家中の持高は据え置ながら、無役および不行跡の者や、一五歳以下の

家督相続者などは、本禄の一部を一時的に取り上げ、または増役を勤めさせるかして、そのうえでその子孫が二代、三代にわたつて父祖の旧悪を補うことができなかったらば、初めて本禄を削減するなどの打開策を講じ、家中の役高や人員の淘汰を進めていったのである。

③海防強化策については、名古屋城下への通船路に当たり、防衛上の拠点ともいべき伊勢湾に面した知多半島の防衛を中心に、軍事訓練の強化や西洋砲術の導入など、各種の対策がとられていった。¹⁸尾張藩では、すでに寛政年間に異国船の接近に備えて、知多半島の防衛が講じられていたが、慶勝襲封直後の嘉永三年以降、さらなる海防強化が進められ、安政元年までに台場をふたつ完成させ、各所にのろし台も設け、水軍訓練や大砲操練およびその製造に着手していった。この海防強化策については、慶勝自身の強力な指導によって遂行されたことが特筆され、¹⁹それゆえに家中を覚醒させるだけではなく、その軍事力を藩主慶勝に収斂させるうえで、一定の効果をもつたものと解される。

しかもここで注目したいのは、嘉永六年のペリー来航後に慶勝が藩内に對して、「異船渡来ニ付、武役ノ輩、軍法精進申付ル、九月二十日ノ頃、軍法猶更究理ニテ、寛政ノ法ニ基キ、近松彦之進ニ命シテ、其事行届候事」²⁰と自書しているように、寛政期の軍制に基づき、「軍法精進」「軍法猶更究理」を命じていたことである。²¹慶勝に指示された近松彦之進とは、高一五〇石の書院番士にして、「御軍用御備等補助」を勤めた長沼流軍学師範近松矩弘のことである。安政三年には慶勝の軍学師範となり、同五年の慶勝の隠居・謹慎にともない免職、幽閉に処せられた尾張藩勤王家のひとりであつた。²²この軍学者近松を中心に、寛政期の軍制を軸に据えながら、異国船来航の危機的状況に對処していたことを確認しておきたい。

二 改革の基調と理想の領主

以上見てきた慶勝の改革とは、先にも少し述べたように、九代徳川宗睦の治世へと回帰し、それを模範とする「復古」政策であったといえる。宗睦自身も、先代徳川宗勝の政策を引き継ぎ、徹底した質素儉約を励行するとともに、派生膨張した藩政機構の縮小と大幅な人員削減を行っていた。⁽²³⁾

分家高須松平家から本家尾張徳川家を相続した慶勝が、その藩政において拠り所とすべきは、四代続いた一一代將軍徳川家斉の血統に連なる、いわゆる「押しつけ養子」の当主ではなく、尾張家の正統である初代徳川義直の血を受け継ぎ、かつ时期的にも比較的近く、抱える政治的・経済的・軍事的問題も酷似していた宗睦の治世であったのである。まさに慶勝は、「中興の名君」と目された宗睦を強く意識しながら改革政治を断行していったのであり、こうした姿勢は、在府中の慶勝が安政二年二月九日に、藩内に向け発した改革令に如実に示されている。

〔史料1〕⁽²⁴⁾

御改革ニ付、今日於御前被仰出候別紙之趣、在府之輩末々迄不洩様可相触旨

御勝手向之儀、追々被仰出候通、格段御切替御省略被遊候へ共、從來之御跡引多分ニ而、其上不時之御物入も有之、御取直不被行届、当時必至御行支ニ相成、此姿にてハ御家中御宛行迄も不行届、不一形御心痛被思召候付、品々御吟味之次第も有之候、就夫寛政度御家中永久相続之為メ、御入増も不被為厭世祿被仰出候ハ、格別之思召に候処、其後年経ニ随ひ諸般之儀超過ニ及ひ候条も有之候間、一新質素簡易之士

風立戻、上下共苦心を相忍、程を経候而富強ニ趣候様被遊度御主意より、今度専寛政度ニ基き并其余共当今之時勢をも被相合、品々御改革被遊候間、難決ニ者可有之候へ共、御主意之程奉承知、常々格別ニ儉約相用、取統御奉公可仕候、此段申聞候様ニ与之御事候

右の史料は、財政再建を実現するためには、寛政期の世祿制を改定しなければならぬとし、「一新質素簡易之士風」に回帰することが不可欠だと表明したものである。その延長線上には、「富強」の実現が企図されていたこともわかる。財政逼迫に直面する「当今之時勢」を考慮しながらも、基本に据えるのはあくまでも寛政期の政治理念であり、この姿勢は、家老に示諭した以下の史料からも明確にうかがわれる。

〔史料2〕⁽²⁵⁾

復古調ニ付執政へ御示諭

国家ヲ持張シ、人民ヲ撫育する之根元ハ、上下心ヲ一致ニ致候事肝要ト存候、其心ヲ一致ニするハ、上官下吏撰挙其任ニ当り候より起ル事ニ付、人材養殖ヲ最初ト存候、全体此数年来士風奢侈ニ陥り候より、情弱之習俗増長致シ、人材自然ト退縮致シ候事ニて、此弊風ヲ針灸せさせハ、痛痕長平愈難致事と存候、付而ハ心永き事ながら、今より其法を起し度、其仕法ハ寛政度世祿高之御立制ニ基き、自然と勸懲之二則を立、右之善政を活用致シ、上下共此御遺徳ニて国家保護之道を開キ候ハ、実ニ明公(九代宗睦)之御余沢無限事ニ候(中略)抑此新令(世祿制の改定)ニて勝手向取償筋ニ差当候主意ハ勸懲を本とし、人材を蕃生セしめ、上下一致之力を尽し、人民撫育・富国強兵之道を開度存念ニて、銘々之宛行を削取、一身之利益ニ致し候筋ニハ決而無之、何れも父祖之偉業を守り、忠孝両全を得せしむる事こそ元より願フ所ニ候

ここで宣言されているのは、「人民撫育・富国強兵之道」を実現するためには、「上下心ヲ一致」させることが重要であるとし、そのためには情弱の習慣を改め、人心を覚醒させ、「人材養殖」をはかることが不可欠であるということである。そして、その「人材」を適材適所に配置し、直面する種々の課題に対処することが求められていたのであった。藩が抱える問題を解決するためには、人材確保と士風刷新が重視され、寛政期を目標にすることで、「人民撫育」「富国強兵」を達成するというのが、慶勝の改革の眼目であったといえよう。

このような家中への引き締めだけではなく、慶勝自らも藩主としての自覚を持ち、家中一統へ模範を示そうとしていたことも注意すべき点である。御手許金を削減することで、自身の生活を切り詰めていたことは先に記した通りだが、宗睦の改革にかかわる諸文献を側近くに置くことによって、自らの行動指針たらんとしていたことも注目できよう。

慶勝の御手許文庫(「御側御書物目録」徳川林政史研究所蔵)を分析した岩下哲典氏によれば、その蔵書は全三二五冊におよび、そのうち海外情報関連(ペリー来航ほか)五六冊、改革関連(軍制・幕政ほか)一三四冊、家政・学芸・教養(家譜ほか)七二冊、その他一〇三冊にわたっているという。これらの書物は、どのような基準によるか判断できないが、慶勝自身によって朱丸印・黄丸印、白丸印、轡丸印、白丸黒星印、などの目録にさらに細分され、それぞれの本箱に収納されていたようである。そのうち黄丸印御本箱に納められていた書物は、「表1」の通りである。

慶勝の藩政改革との関連で、注目したい書物は、細井平洲「嚶鳴館遺草」(1)と一東実雄「御冥加普請之記」(5)の二冊である。

細井平洲は、尾張国知多郡平島村(愛知県東海市)出身の儒者であり、米

尾張家一四代徳川慶勝の藩政改革と楳木植栽

沢藩主上杉治憲(鷹山)の師となり、改革のブレインとして、その文教政策を支えたことで知られている。²⁷⁾その後、平洲は尾張家九代の宗睦から侍読として招聘され、藩校明倫堂の督学となり、また荒廃した農村を廻村し、講和を通じて農村秩序の回復と、領主への絶対的服従を説くなど、領民教化に努めていった。領民だけではなく、理想の領主像も提示しており、「嚶鳴館遺草」は、為政者に「修身治国平天下」を説く政治学書であった。

この書物のなかで平洲は、為政者である領主は、一国領民から「天」と仰がれる存在であるから、それに相応しい「徳」を身につけなければならぬと説いている。そして、領主は「臣民の父母」としての「徳」を積み、それを領民に分ち、領民を安心させることが責務であり、そのことによって領民からの服従が得られるとして、領主が率先して政治刷新に励むようにと求めているのである。宗睦期への「復古」を企図する慶勝にとつて、宗睦に登用され、藩の教学振興に大きな影響力を持った平洲の書物は、座右に置くべき重要な指針となったであろうことは、容易に察せられる。

いっぽうの「御冥加普請之記」も宗睦の治世にかかわる書物で、宗睦を「明君」として理想化したことで知られる。²⁸⁾しかも著者が、西春日井郡北押切村(名古屋市区)の庄屋一東実雄(利助)であることは注目すべきで、領民による理想の領主像がこの書に示されているのである。「御冥加普請之記」²⁹⁾は、庄内川の氾濫という国難に際して、自らの不徳の至りと責める宗睦が、藩士を熱田神宮に遣わし祈願させたところ、俄に風雨が止み、堤防の決壊を免れるという、まさに領民を我が子の如く慈しむ宗睦の姿が描かれている。しかもその仁徳に感謝した領民が、自発的に堤防普請を開始し、宗睦自らも視察におよんでその労をねぎらうという、あるべき領主像と領民像とが明示されているのである。領主の徳治を受けた領民が、領主

表1 黄丸印御本箱目録

書籍名	著者	刊行年	備考	所蔵先
1 嘸鳴館遺草	細井平洲著	天保6年刊	「修身治国平天下」を説く政治学書	蓬左
2 武器二百凶	小林祐猷編・画	嘉永元年刊	二百種の古今の武器をカルタ風に仕立てたもの	
3 楠兵庫記			楠木正成が子正行に与えたといわれる兵法書	蓬左
4 六秩千字文				
5 御冥加普請之記	一東実雄著	寛政12年序	庄内川氾濫に際して理想的な領主・領民の姿を描いた書物	林政史
6 龍吟譜				
7 藏公紀年録			八代宗勝(宗睦の父)の年譜	
8 千字文				
9 読書余筆	徳川慶勝筆		君子の道などを記した「盛斎随筆」(慶勝の随筆)や「貞観政要」[劉向説苑]を摘記した書物	林政史、「盛斎」[子忠]印(慶勝蔵書印)あり
10 朶雲帖	市河米庵書			蓬左
11 敬公遺事概要	田宮翼著		初代義直の事績をまとめたもの	林政史・蓬左
12 弊帚帖	(徳川慶勝書)		市河米庵書「敬帚帖」を書き写した折本	林政史・蓬左
13 史籀年表	伴信友著	弘化4年刊	各時代にどのような史料があるかを記した年表	蓬左
14 和漢年契	浅野高蔵著	寛政9年刊	天皇・將軍・中国の年号などを記した年表	
15 諸品留			「献上留」(辛亥・慶勝自筆)のことか	林政史
16 町人之歌				
17 均調図解				
18 助字通解		嘉永2年刊	「助辞通解」のことか、文法書	蓬左
19 内海深淺浜浦図			江戸湾の深淺を示した図か	
20 武学拾粹	星野常当著	嘉永6年刊	職陣などにおける武士の心得指南書	蓬左
21 軍書合鑑			初代義直撰述	蓬左
22 植樹考	花山亭高一著	天保15年序	植木の特徴・効用などを説いたもの	林政史・蓬左、「徳川氏図書記」印あり
23 秦寿茶話	秦世寿(松洲)著		秦世寿(明倫堂教授)による良策を書き付けたもの(慶勝による写)	林政史、「尾張国主」[源義恕] (慶勝蔵書印)印あり
24 水老公海防十ヶ条御密簡			徳川斉昭の海防論	
25 碧草				
26 内密書			亜墨利加船渡来に関することか	林政史
27 櫛木堂書			藩邸・城内などに植えた櫛木の堂書(慶勝自筆)	林政史
28 櫛謡曲	浅見綱斎作			
29 尾地震農家田畑破			安政元年11月4日・5日に発生した地震の被害報告書	林政史
30 撰帳				
31 東萊焚餘	松尾世良(東萊)著	文化13年刊	漢詩文、東萊は高須出身	蓬左
32 皇国州名歌	市河米庵書	文化13年刊		

* 「徳川林政史研究所所蔵 旧蓬左文庫所蔵史料目録」(上)(中)(下)、『名古屋市蓬左文庫圖書分類目録』などをもとに作成。

* 所蔵先欄の「林政史」は徳川林政史研究所、「蓬左」は名古屋市蓬左文庫の略である。

に服従・奉公するという構図は、細井平洲の思想を基底にしており、この書物は、慶勝をして領主としての自覚を促すうえで効果をもたらしたであろうことは想像に難くない。

なお、黄丸印以外の本箱にも、「細伝記」「人君孝儉」「君上民父母」「寛政度」など、平洲や寛政期の治世、為政者のあり方に関わる書物が、慶勝の手許にあつたこともあわせて指摘しておきたい。

三 徳川慶勝の植木研究

それでは、寛政「復古」の改革政治と植木植栽事業とが、如何なるかたちで結びついたのであるか。黄丸印御本箱目録(表1)には、はからずも植木に関する書物が二冊含まれている。「植櫨考」(22)と「植木党書」(27)の二冊である。「御側御手許目録」のなかの書物であるので、慶勝が目を通していたことは疑いあるまい。まず、黄丸印御本箱に収納された「植櫨考」(22)の内容を検討することで、慶勝が植木について、どの程度の知識を有していたのかを確認しておきたい。

「植櫨考」(徳川林政史研究所蔵)は袋綴、縦二六・四cm、横一八・八cm、墨付二〇丁の和本であり、四丁目に方形の「徳川氏図書記」印(六四mm×三九mm)が押されている(この蔵書印の四隅には、「尾張」の文字が装飾的に配置されている)。同じ丁には、花山亭高一撰述、玩竹斎満至補訂、艸々庵南陵校正、と著作に関わった面々の名が記される。巻頭には、艸々庵南陵が、天保一五年(一八四四)一月(建子之月)一日に記した以下の序文がある。本文は漢文体だが、引用に際しては書き下しに改め、適宜読点やルビを付した。

(史料3)

題植木攷叙

皇園ニ謂フ所ノ黄櫨也者、異邦之黄櫨与類ヲ異ニシテ、而シテ其ノ用
繇テ来ルコト久シ、余カ相識玩竹斎主人、偶々此書ヲ以テ示サル、其
ノ文上ニハ、古籍ニ遡リ、下今世ヲ証トス、雅辞俗譚交々振ヒ、以能
ク俚耳ニ通ス、其ノ心ヲ用ウルコト殆ト奥カラズト為ズ、実ニ経国之
鴻業、潤屋之永凶ニシテ、而シテ貨殖ヲ闢クノ捷徑為リ、大ナルカ
ナ、黄盧ノ之益有ルコト、之ヲ植ル之術、已ニ東鹵諸州ニ濫觴ス、延
テ中国ニ及フ、本藩嚮ニ之ヲ植ウル者有リ、而遂ニ果サズ、故ニ園人
能ク之ヲ知ル者ノ無シ、顧ルニ当時識者微、將タ其ノ時ニ行レザル
ヲ知テ、徒ニ口ヲ鉗ムカ、嗚呼亦遺憾ナラズヤ、今マ国家復タヒ此ノ
書ニ因テ、良臣ヲシテ之ヲ栽培セシメ、則財用日ニ足リ、国人之ヲ仰
カン、国人之ヲ仰テ、而后始テ与ニ忠孝文武之道ヲ言ベキ而已、冀ク
ハ君子之ヲ察セヨ

天保甲辰建子之月初一甲子序

艸々庵南陵撰

まず、玩竹斎と南陵はかつての知り合いであり、南陵は玩竹斎から「此書」、すなわち花山亭撰述の「植櫨考」を示されたという。この書によれば、植木を植えることは、国を治める君主の大事業にして、国を豊かにする永遠の計画であり、財政を潤す近道であるという。このように植木は有用植物であるが、「本藩」においては植栽事業が本格化せず、領内でその効用を知る者はいないとある。ここでいう「本藩」が、尾張藩を指すのかどうかはその可能性は高いと思われるが、玩竹斎や南陵の出自が判明しない以上、何ともいえない。いずれにしろ、南陵はこの書を参照して、植木の植栽を「良臣」に命じ、利殖の道をはかるようにと君主に求めているの

である。その本書の構成を示せば、以下の通りである。

榎樹総論／榎の木実子まきかたの弁／種子撰之弁／雄木雌木見分様の弁／栽土地見立并栽様の弁／下畠又ハ荒畑栽やうの弁／畑畑之中作物の弁／榎苗木芽留様の弁／肥培禁好の弁／葉虫并蟻を去る弁／接穂取様の弁／接旬之弁／接人の利談／寄接之弁／榎の実取納器／榎の実取旬の事／榎まけの葉／木の善悪により生実多少之事

ここで気づくことは、「榎榎考」が、大蔵永常「農家益」地之巻(享和二年刊)と全く同じ構成であり、文言もほぼそのまま踏襲したものであるということである。「ほほ」というのは、最初の「榎樹総論」部分において、四倍以上もの大幅な加筆をしていること、各論最後の「木の善悪により生実多少之事」のあとに、まとめの一文が一丁強にわたって記されていることによる。

例えば、「榎樹総論」では、榎木の植え付けにあたっては、眼前の利を求める商人が、農民を欺き榎木を伐採していることを批判し、榎木は年月を経て大利を得る有用植物(とにかく町人等の申立は、眼前の道理におもはるゝものなれとも、年月を経ての大利とハ、はるかにおとれるものなり)であると説いていることや(榎木は実を付けるまで、少なくとも五年はかかり、最も多く収穫できるまで二―三〇年は要するといふ)、⁽³¹⁾ 武士の屋敷には、無益の庭木を植えるより、武備に有効(榎木は弓材ともなる)な榎を植えるべき、と論じていることなどがそれに該当する。「武備兼用の国益をおもひはからハ、頓におもひおこして誰かはうゑすしてあるへきぞ、何れの地にか生育なさせてあるへきぞ」と、武士の精神論に引きつけて、榎木植栽の効用を説いているのである。また、各論のあとのまとめの部分では、「尾張御領へ年々大坂表より買入相成候生蠟五万両程、鬚附油・さらし蠟五千両程、

弓材二百両ほど、その余漆何程敷、何れも他所へ散財の分、その国に出来る時ハ、是はかりにても御国の益一かたならず、ましてその余満あふる、に及て、他国へ御払相成時の大益、実に尋常の紅葉と見なすことなかれ天保十五年神無月、榎もみちのむなしく風にちるををしミて書しるし侍りぬ」と記されている。これら総論とまとめの加筆部分は、玩竹齋による補訂部分と考えられはしないだろうか。まとめの部分から判断するに、玩竹齋は尾張藩の関係者である可能性は高いように思われる。

いっぽうで、植栽の技術・方法を記す各論は、文章だけではなく図の多くも「農家益」地之巻と一致している。この部分は花山亭の著述にかかるものであろうか。そして、最後に南陵による「追考」「贅言」が記されている。これは「本草綱目」に見える榎木の特色などを、漢文体を用いてまとめたものである。

ところで、「農家益」については、「榎樹栽培技術に関する限りでは、その技術内容がそれほど豊かでない」との指摘もあり、同書をもとにした「榎榎考」も当然ながら技術面での新知見は示されていない。おそらく花山亭や玩竹齋は、互いに榎木植栽の経験はなく、単にその植栽から得られる経済効果(国益)に注目し、それを喧伝するために天保一五年一〇月に「榎榎考」をまとめたのではないかと考えられる。それに対して、玩竹齋の知人である南陵が、同年一月に序文や追考を寄せたのであろう。このような性格の「榎榎考」を、慶勝はどのようにして入手したのであろうか。この点で注目すべきは、巻末に以下の識語があることである。

〔史料4〕

嘉永七甲寅歳夏六月於東都

市谷官舎

榎園

田中儀膳写□□(朱書・ママ)

これによれば、慶勝の黄丸印御本箱にある「植榎考」とは、嘉永七年（一八五四）六月に、尾張藩の上屋敷市谷邸の長屋（官舎）において、「田中儀」なる人物が筆写した書物であったことが判明する。この頃には、市谷邸の長屋に「榎園」なる場所があったようにも解釈できるが、結論を先にいえば、これは「田中儀」の号に相当する（後述）。

「田中儀」とは、嘉永六年二月一六日、慶勝の御小納戸役となり、翌年一月八日に御小姓頭、安政二年（一八五五）一月一八日に徒頭、同三年六月一七日に御広敷物頭・御小納戸頭取御広敷掛を兼帯した田中虎助（虎三郎）のことである。虎助は、嘉永七年六月朔日に「儀兵衛」と改称しているのである。⁽³⁴⁾

慶勝の所持していた「植榎考」は、田中儀兵衛の筆にかかっているものであったが、ここで気になるのは、筆写が慶勝の命によったのか、それとも側近である儀兵衛の自発的な献本であったのかどうか、ということである。後で述べるように、儀兵衛は「植榎考」とは別の書物を自発的に献本している形跡も見られ、判断に迷うのだが、第四章で指摘するように、「植榎考」に関しては、慶勝の命による筆写だと思われる。

いずれにしても、儀兵衛は慶勝の側近であつただけに、その榎木植栽事業に一定の関わりを持っていたと考えられ、如何なる人物であつたのかを把握しておく必要があるだろう。嘉永・安政期の経歴は前に述べた通りであるが、「藩士名寄」によれば、安政七年二月一八日に死去したとある。その遺跡を継いだ人物こそ、田宮如雲や丹羽淳太郎（賢）、中村修之進（修）ら尾張藩勤王家の同志にして、維新後は文部行政の最高責任者となり、ついで司法大臣や枢密顧問官を歴任した田中不二麿なのであつた。⁽³⁵⁾

和漢の学や詠歌・茶事に通じた博学の土富永直三郎（翁）の次男に生まれ

た儀兵衛は、尾張に土着した田中家六代目を養子相続し、亮寅と名乗つた。其風堂山君や榎園を号としている。幼児より文事を好み、細野要齋（崎門学徒・明倫堂典籍）らと交流をもち、安政四年春には、要齋の著作『尾張名家誌』上下二巻を、弟富永半平とともに刊行している。儀兵衛は、楠木正成を尊崇した勤王家でもあり、安政三年には楠公祭を執行し、さらに浅見綱齋作「楠謡曲」を慶勝および同父の松平義建に献呈したといわれる。特に慶勝へは、「先哲叢談」所収の綱齋伝を加筆して献じ、これを悦んだ慶勝は、「酒宴の際にこの謡曲を詠わせたともいう。儀兵衛は、慶勝の楠木崇拜にも関わった人物でもあつたのである。黄丸印御本箱（表1）にある「楠謡曲」（28）は、儀兵衛の献呈本であつたのかもしれない。

『子爵 田中不二麿伝』によれば、儀兵衛は「性質温厚篤実、小心翼翼であつて、職務上に付その責任を感じて、自殺されたのたそくて、孝子たる不二麿から見れば、何てもなく容易に解決の出来ることであつたらしい、今其詳細を知ることの出来ぬのを遺憾とする」とあり、詳細は不明ながらも死因は自殺であつたという。同書の死亡日は、「藩士名寄」と異なり、安政七年二月二日で享年四九とある。墓は、二代徳川光友以来、尾張家とも縁が深い八事山興正寺（名古屋市昭和区）にある。

さて、黄丸印御本箱目録（表1）には、慶勝の筆にかかると「榎木覚書」（27）という留書も含まれている。これは、榎木を植えた場所、本数などを備忘的に記したものであり、榎木の特色や効用を説いた書物ではない。慶勝による榎木植栽の具体的展開を知るうえで、重要な史料であるため、次章において検討したい。

なお、「植榎考」以外に、慶勝が榎木についての程度の知識を有していたのか、把握できる書物としては、「御側御書物目録」に「榎木略説」

「榎木一卷」の二冊が記されている。そのうち、「榎木一卷」は現存しないため、どのような書物であったかは解らない。しかし、「榎木略説」は徳川林政史研究所に伝来している³⁶⁾ので、以下その内容を摘記しておこう。

①諸国で財政不足に陥っているのは、世の気風が衰え、悪い風習が行われているためである。

②悪い風習を克服し、財政再建を成し遂げるには、貨殖(利殖)をはかることが不可欠である。

③貨殖の近道は、九州地方(特に松江・福岡などで盛んな榎木を植えて、生活必需品の煉油・蠟燭・漆・弓材を得ることである。

④かつて水戸光圀も、領内に漆・楮・榎などを植え付け、蠟燭・煉油・漆紙などの不足を補ってきた。

⑤原野など不要な土地に榎木を受けてはどうか。種は松山種が最良であり、苗場の作り方・接ぎ木の方法・接ぎ穂の選び方などには口授がある(ので参照してはどうか)。

⑥筑前や松江では、榎木役所を取り立て、その栽培と運用を行い、大きな成果をあげている。

⑦植林に詳しい者を取り立て、榎木植栽を始めれば、一〇年以内に国益として見るべきものがある。

このように、財政を再建するうえで、榎木植栽がいかに効果的であるかを、各地の事例をもとに推奨しているのである。ここで看過できないのは、この書の著者が、「榎木考」の補訂者玩竹斎であったことである。文末にその名が記され、同人が尾張藩関係者である可能性をさらに高くしているのである。したがって、この「榎木略説」は、簡潔ながらも「農家益」地之巻の影響を受けていたものと察せられる。実に、ここで最良と指摘され

る「松山種」については、「農家益」地之巻所収の「種子撰之弁」に、「此内松山種を最上とす」「九州筋新なる実植は、みな此松山種なり」と指摘されているのである³⁷⁾。「榎木考」にも全く同様の記載があるのはいうまでもない。

以上をまとめると、慶勝は玩竹斎や南陵関わった書物を通じて、榎木に関する知識を習得しており、榎木が財政再建に効力を発揮する有用植物であることを十分に認識していた。しかもその書物は、榎木植栽の普及に大きくあずかった大蔵永常著「農家益」の影響を強く受けていた。「農家益」は、技術内容に疑問があると評価されるが、少なくとも慶勝が植栽の基本を押さえるうえでは有益だったに違いない。そして、書物の収集にあたっては、実直かつ忠実な田中儀兵衛のような側近御小納戸・御小姓が関与しており、いきおい榎木植栽事業においても、彼らの参画が十分に予想されるのである。

四 榎木植栽の実施―「富国強兵」の模索―

それでは、慶勝は榎木の植栽をどのように実施し、その理念はいかなるものであったか、西国諸藩の財政再建策や殖産興業策と比較して違いは見られたのか、そして慶勝の藩政改革とどのように関連するのかを具体的に検討してみよう。

榎木植栽にあたっての慶勝の目的・理念を知るうえで、最も重要な史料は、「富国強兵」(徳川林政史研究所蔵)という書付である。在国中の慶勝が、安政二年(一八五五)九月二八日に記した自筆の書である。嘉永期から始めた榎木研究の成果が、以下のように示されている。

〔史料5〕

此度地方奉行中根帯刀と申談する榎木之実ハ、富国之第一たるは我国之西東にて専行る、と申、東ハ奥羽の間榎木ニ富者秀たるハ会津、其外にも莫大之利ありと申及し、西国辺にてハ、雲州を始として四国・九州に充滿したり、其榎実を売而求万金、民富自富国強兵之基をたつ事若干なり、我尾張国毎年国衰、民離散する事以古今を見れば人民遙減、是以我我憂るところなり、是ニ付相考るに、余嘉永之初榎木之国益あるを賞シ、将富民、孔子之言にて子富めて父母貧しきものあらすとある時ハ、今是を用て可也、民豊なれば、自商人民を望而民ニ歸する道理、民貧ければ自商ニなる事明鏡なりき、右様行届候得者廢地も為上田、切山為田も民少ければ是を行ものなし、子曰民は国之本ニ堅ければ国安と、安政二年秋中根帯刀に令して榎実を好へき者あれば、是を必官府をさして願出れハ実を投すへし、其億兆之民之内好むへからざる者あれば除之、絶而官府之利なき民に無窮之利あり、国家之大幸なり、乗与を以湊涓を渡すの類にあらざる事遙遠シ、今此法令を国内に示し、富国強兵之濫觴なすへき事近きにあるのみ、安政二年秋九月廿八日

榎木是迄不出来有之、榎木城内之分ハ勝手方江入へき事ニ付、此樹之義ハ跡廻しニ致、新ニ令を下候より法令ニ随ひ取扱可申事、代官ニより此主意を示し代官より右之主意無相違様取扱肝要ニ候事

〔史料5〕によれば、慶勝は嘉永初年に、榎木が「国益」をもたらず有用植物であると賞したとあり、家督後すぐに榎木の有効性を認識していた。それゆえ、その詳細を知るために、側近の田中儀兵衛に、榎木関連の書物を調査するよう命じたのであろう。嘉永七年（一八五四）筆写の「植榎考」

尾張家一四代徳川慶勝の藩政改革と榎木植栽

はその成果のひとつと考えられる。

〔史料5〕には、榎木植栽に関わった人物として、「地方奉行中根帯刀」の名が記されている。この人物は、天保年間に一〇代徳川斉朝の御側懸小姓などを勤めた経歴を持ち、慶勝襲封後は、嘉永六年八月二四日に勘定奉行並（地方懸・公事方兼勤）、安政二年正月一二日に勘定奉行本役、同四年に書院番頭となった中根熊増（幸三郎）のことである。天保一四年（一八四三）一〇月に、幸三郎から帯刀と改称している。慶勝が勘定奉行中根帯刀と「申談」していたことから、その植栽事業は財政補填と関係していたことを想起させる。

しかし、注意すべきは慶勝が、榎実を売って「万金」を求めても、領民を豊かにし、「富国強兵」の基本を建てることは覚束ないと指摘している点である。慶勝が最も憂慮するのは、農村の荒廃と領民の離散であり、この史料から明らかのように、慶勝は藩の財政を潤すこと以上に、領民の生活を安定させることこそが、「富国強兵」の根本と考えていたのであった。中根帯刀と相談したのは、彼が地方懸を兼勤し、地方行政に関与していたからに他ならない。このことから、慶勝が西国諸藩で隆盛を見たように、榎実を専売化し、殖産政策を進めることで、財政再建を意図していたかどうかは疑問であると考ええる。³⁹ 孔子の言を用いて、「民は国之本」といい、榎木の植栽は、「官府之利なき民に無窮之利あり、国家之大幸なり」と述べていたことから、あくまでも領民生活の活性化の手段として、その植栽を実行に移していったと考えられるのである。

すなわち、慶勝は「植榎考」「榎木略説」などを介して、榎木の有効性を習得していたが、玩竹斎や南陵が示した財政再建策としての効果というよりも、むしろ領民撫育のための効果に期待を寄せていたといえるのである。

る。慶勝のいう「国益」とは、藩財政を潤沢にすることではなく、領民生活の安定・領民の安堵に他ならない。その先に「富国強兵」が達成される
と見越していたのであった。まさに、農民生活の立て直しのため、榿木の
植栽を推奨した大蔵永常「農家益」の精神を、玩竹斎ら以上に強く受けつ
いでいたことになろうか。

さらに、細井平洲「櫻鳴館遺草」が示す「臣民の父母」たる理想の領主
を追究する事業として、植栽事業を位置づけていたことにもなる。植栽
を通じて領民撫育をはかり、領民からの服従を獲得しようという姿勢は、
第二章で見たように、平洲の思想に通底するものであった。それを慶勝が
意識していたことは、「御側御書物目録」の検討で見た通りである。

以上のことから、慶勝の榿木植栽事業とは、寛政期への「復古」を目指
す慶勝の藩政改革と軌を一にしていたのであり、その改革政治の根幹をな
す「富国強兵」のための重要な手段であったといえるのである。領民へ強
制的に榿実を下賜するのではなく、「榿実を好へき者あれば、是を必官府
をさして願出れハ実を投すへし、其億兆之民之内好むへからざる者あれば
除之」とあるように、領民側の事情も考慮していたことは、撫育の姿勢に
かなうものであった。

そして、「史料2」でみたように、「人民撫育」のためには、家中の「上
下一致之力」を尽くすことが不可欠であった。この点、榿木が武備に有効
な弓材ともなったことは、士風刷新・質実剛健の風を模索するうえで有
効でもあった。榿木植栽は家中の意識を統一し、さらに向上させる事業の
一環でもあったのである。

〔史料5〕には、「榿木是迄不出来有之、榿木城内之分ハ勝手方江入へき
事」とあるように、すでに安政二年以前から、城内や邸内で榿木を育成し

ていたことがうかがわれる。おそらく領民頒布用の榿実を栽培していたの
であろう。

先に保留とした黄丸印御本箱目録(表1)所収の「榿木覚書」(27)は、嘉
永末年から安政初年にかけての榿木栽培記録であり、慶勝自筆の留書であ
ることから、慶勝自らが榿木を管理していたことをうかがわせる貴重な史
料である。

〔史料6〕⁽⁴⁰⁾

市谷邸

西御殿留場

一ヶ所植付場ニ蒔置処ノ苗、安永元甲寅冬奉行取扱、二合五勺

同蒔置処ノ苗五勺

安政元冬甲寅十二月五日、内庭苗蒔付ル、数不相分、来春ノ由苗場出

来二ヶ所

安政二年二月二日榿木植置処、木百三十九本

(空白)

戸山

是迄雨露ノ為ニ生木シタル榿木奉行見分ス、嘉永七甲寅冬見出、尤小

樹ノ由、先二十本迄ノ由

十二月七日命榿奉行、同所又六伝授シ、苗場出来サセ候義談置候事

(空白)

尾張下庭分下屋鋪共

嘉永七甲寅冬宗兵工取扱ニテ得処ノ榿実十七貫余ト謂、此蠟燭ニ出来

二十挺江戸廻、跡在尾惣計八十挺トイウ、試付火不払

苗場

桜道植置処ノ苗一升ト謂

有合榿木

千木程内是迄捨置故不分明ニ候処、今度発明致候故ヲ以探索候得ハ、

実ヲ結候程ノ榿木凡二十本ト謂

安政二年夏、向屋鋪榿木一本大樹有コト見出、奉行心得ノコト

(空白)

表鈎ノ分

嘉永七甲寅冬、只助取扱ニテ得処ノ実三百俵払ニテ六十金余ト謂

新殿明地ニ蒔置処ノ苗式升程

熱田初近郷新規植付ル処ノ榿木二千本ト謂、只助取扱ニテノ事也

城下接木

九十四本

接穂二百式拾四口

城下植増

百一本

新殿不足ニ付、同年十月蒔足候分三升程

(空白)

百無遺場

安政元寅奉行見分、此日十二月十二日一番前一本有ト謂、外ニハ不見
由

尾張家一四代徳川慶勝の藩政改革と榿木植栽

(空白)

この史料から、簡潔ながらも、邸内や城内・城下などに植え付けられた榿木や榿実の具体的な様子がわかる。各場所ごとに数丁分の空白があり、安政二年以降も記録を付けていく予定であったことをうかがわせるが、書き込みはない。

これによれば、江戸上屋敷の市谷邸西御殿には、苗の植付場や苗場があり、安政二年には榿木一三九本を植えたこと、下屋敷の戸山邸の項からは、「榿木奉行」「榿奉行」の名が見え、小樹二〇本が生育していること、苗場をつくるうえで、「又六」(庭の手入れを行っていた者か)の伝授があったこと、などがわかる。

このうち、市谷邸西御殿は、もともと当主の子弟などの居所として設けられていたが、住むべき主の死去が重なり、文化初年には一旦解体され、跡地は畑地として利用されたことがあった。文政六年(一八二三)前後に、一〇代徳川斉朝の養子徳川斉温の邸宅として再建されたが、利用されたのはわずかに数年で、天保期以降はなし崩し的に解体され、慶勝襲封後は、本格的に解体作業が進められていた。⁽⁴⁾慶勝は不要の地となった西御殿の敷地に苗場をつくり、榿木育成の場として再利用していたのである。また下屋敷の戸山邸では、花壇や田地があったことが知られている。⁽¹²⁾こうした場所に榿の苗を植え、「榿木奉行」に管理をさせていたのであろう。

いっぽう、「尾張下庭分下屋鋪共」以下からは、名古屋城下における榿木の生育が知られる。「下庭」とは、名古屋城北側にあつた下御深井御庭したおふけ(現在の名城公園)、「下屋鋪」は、名古屋城東南にあつた御下屋敷(現在の名古屋市中区葵一丁目あたり)のことである。ここでは、「宗兵エ」の取扱いで榿実ができ、二〇挺の蠟燭を江戸に回送したとある。苗場があつた「桜

道」とは、下御深井御庭にあった道筋で、二代光友の頃に榿が植樹されたため、この名が付けられた。⁴³ 打ち捨てられた一〇〇〇本程の榿木は、接木の研究成果により、榿木二〇〇本に実が付いたとある。「榿木ノ覚書」の下限である安政二年夏には、「向屋鋪」(後述)に榿木一本の大樹が見出されたとも記される。「新殿跡地」とは、文政一〇年(一八二七)に、一〇代斉朝が下御深井御庭の一隅に設けた隠居屋敷(新御殿)のことで、嘉永三年の斉朝死去により、慶勝によって解体された御殿である。⁴⁴ ここでも跡地を再利用している様子が見られる。また、熱田ほかその近辺には、新規植付の榿木が二〇〇〇本あったといい、「只助」がそれを取り扱っている。城下で接木したのが九四本、植穂が二二四口、植増が一〇一本であったことも、この史料から判明する。「百無遺場」は、場所がどこか不明である。

以上のことから、慶勝は、江戸屋敷や名古屋城内の不要な土地を再利用しながら、榿木の植栽とその生育を進めていたのであり、実際の栽培・管理は、「榿木奉行」(おそらく御小納戸などの側近が任命されたのだと思われる)のもとで、「又六」「宗兵エ」「只助」ら庭の管理に従事した者たちがあつた。その様子は、たびたび慶勝のもとに言上され、慶勝が直接管理・把握していたことは、「榿木ノ覚書」が示すとおりであり、慶勝の主導によって行われていたのであつた。榿木が武家有用の植物であつたことからすれば、慶勝の手許でこれらの植栽が進められたことは、慶勝が家中に対して模範を示すことにもつながり、家中の引き締めにも効果をもたらすものであつたといえよう。⁴⁵

また、「史料6」「榿木ノ覚書」には、以下のような切紙が挿入されており、榿木と思われる樹木の植え立て場所と本数が記されている。

〔史料7〕

八月十三日申上候

式百三拾本之外

一 百四本 北外御土居

一 拾九本 向御屋敷

一 拾六本 鈴久山下

ノ百三拾八本

右之通ニ御座候

八月廿二日

〔史料7〕に年代は記されないが、嘉永末年から安政初年頃の書付と思われる。差出は慶勝の御小納戸か御小姓で、宛先は慶勝であろう。八月三日に言上した榿木二三〇本のほかに、新たに一三八本(実際に計算すると一三九本だが)を各場所に植え立てたことを、八月二日に報告しているのである。記載された場所は、いずれも名古屋城内である。

北外御土居とは、名古屋城三之丸の北側にあつた北土居のことかと思われる。清水門より鬼門角まで全長二〇七間(約三七七m)、幅一間(約二〇m)の土居であつた。⁴⁶ この地に一〇四本もの榿木を植え立てている。向御屋敷は、二之丸御殿の南側にあり、向御庭南屋敷ともいわれた。江戸初期には両家年寄(付家老)の成瀬家・竹腰家の屋敷があつたが、両家の屋敷が三之丸に移転した後は、御小納戸支配の奥取扱いの場所となつていた。馬場御殿や弓場御殿など、藩主の武芸修練場であるとともに、徳川家康死後、御三家に頒布されたいわゆる「駿河御讓本」などを収納した御文庫表御書物蔵もここに設けられていた。⁴⁷ この地に一九本の榿木を植えたのである。また、鈴久山は、「源順様御代下御庭図面」⁴⁸ によれば、下御深井御庭

の蓮池の北側にあった築山である。西側には西鈴久山も築かれ、木橋で繋がつていた。その北側には、寛永一五年(一六三八)創建の松山御茶屋が設けられていた。鈴久山の南側(下側)には、「御植込」と墨書された場所が三か所見られるので、このどこかに榎木一六本を植えたのであろう。⁴⁹⁾

それでは慶勝は、植栽用の榎苗や実をどのようにして手に入れていたのであろうか。慶勝の日記からは榎木に関する記事を確認でき、入手方法もごくわずかだが垣間見ることができ、嘉永二年から安政四年までの日記(第八冊目から第二六冊目)を確認したところ、安政二年の日記(第三三冊目)に、以下のような榎木に関する記述がある。

〔史料7〕

今朝六時三分供揃にて紅葉山予参

小石川(水戸上屋敷)御出有、例之通帰ハ四半時ニなる、委細公務録ニ誌有

松平撰津守殿(高須藩主・松平義比、のち一五代徳川茂徳)江申遣候、会津文通、榎木之実頼遣ス
(正月一七日条)

遠氏(遠藤胤昌・松平義建の弟)より年頭書来、昨日榎木之儀ニ付而ハ長與罷出、委曲相分り植之種至来之筈也
(正月二日条)

常例目見…(中略)…

明日三奉行呼出申付候事

友四郎之義、頻ニ角亭(高須藩邸)より申来ル

会津より漆之木実三袋兼約ニ付而来、古書ニ添絵面等来、直ニ田中寅三郎被渡事
(五月二五日条)

尾張家一四代徳川慶勝の藩政改革と榎木植栽

ここから確認できることは、慶勝が、実弟松平容保が藩主をつとめる会津藩に榎実を依頼していたことである。ただし、実際にもたらされたのは、同じ蠟の原料となる漆実三袋であった。会津藩が漆蠟の産地であることはよく知られているが、⁵¹⁾ ども慶勝は〔史料5〕でも見たように、「東ハ奥羽の間榎木ニ富者秀たるハ会津」と記すなど、会津を榎の産地と誤解していたふしがある。榎は暖帯地方に多く植付られたが、東北地方の寒さには不向きで、むしろ会津では寒さに適した漆木の植立てが盛んであった。会津の漆実には、いわゆる蠟、鉛、紙などとともに、はやくから藩の定留物とされ、領外に移出することを禁止されていたが、⁵²⁾ 兄弟のよしみで異例の措置がとられるのか、容保から慶勝へ、古書・絵図面とともに漆実が提供されていることは留意したい。これらを取り扱ったのは、先に見たように「榎榎考」を筆写した田中儀兵衛(虎三郎・御小姓頭)なのであった。

また、正月二日条にあるように、「長與」なる人物が、榎木の種に関わっていたことも注目できる。結論からいえば、この人物は、京都の豪商茶屋家の分家であり、尾張国名古屋の茶屋町に呉服屋を構えた尾張茶屋家八代目当主の茶屋良與(文政二年(一八一九)〜明治二年(一八七八))のことである。⁵³⁾ 本家茶屋家と同様、幕府呉服師として將軍の召服御用を務めるいっぽうで、尾張家に附属し、藩主の呉服調達だけではなく御側御用にも関わった。代々中嶋新四郎を名乗ったが、家督後ただちに出家し、藩主の側近に伺候して、登城の扈從、將軍や老中・諸大名への内使、音信贈答、供応接待などに関与し、商人でありながらも、苗字帯刀や騎乗の待遇も許されるなど、士分にも属する特異な家であった。茶屋良與は、俗名を中嶋新四郎延光といい、家督相続して出家し良與を名乗った。明治二年(一八六九)に長與と改称し、士族に編入され、中嶋の姓に復している。良與の

御側御用については、元治元年（一八六四）から慶応四年（一八六八）にかけて、慶勝の情報収集や写真御用などの一環として、錦絵の購入にあたっていたことが知られるが、ここでは榎木の運用についても、なにがしかの御用に関わっていたことを指摘しておきたい。

いうまでもなく〔史料7〕は、榎木や榎実（漆実）の入手に関するほんの一部の記述である。〔史料6〕で見た榎木の本数からすれば、別の入手先もあったことは疑いない。榎蠟が盛んな西国地域で、慶勝が交際を持った大名といえば、薩摩藩主島津斉彬、宇和島藩主伊達宗城、津藩主藤堂高猷らの名を挙げられるが、慶勝の日記からは榎木（実）を介しての交流は見当たらない。往復書状の中から榎木に関するやり取りが出てくるのかどうか、今後の課題としておきたい。また、慶勝の榎木植栽事業が全藩的規模で行われたのかどうか、〔史料5〕からは、法令を発したことや、代官の命に従うようになどと書かれているが、その詳細は現段階では確認されない。⁽⁵⁾

おわりに

以上、徳川慶勝の藩政改革と榎木植栽事業について検討してきたが、本稿で指摘したことをまとめると、以下のようになる。

①慶勝による榎木植栽は、寛政期への「復古」を政治理念とした藩政改革の一環としてすすめられ、緊急の課題である財政再建としてよりもむしろ、領民撫育を通じた「富国強兵」を目指して行われたものであった。したがって、九州など西日本各地で奨励されたような、殖産興業策と直接関連づけられるものではないと考えられる。ただし、植付られた榎木の数を見ても、領民撫育策として如何ほどの効果を発揮したのか、疑問なしとし

ない。しかし、榎木を財政補填のために有用と見たのではなく、領民生活の安定・活性化のために有用と考えたのは、榎木に対する慶勝の認識として、一定の評価を与えても良いのではないか。領主の樹木活用という観点からも、注目できる事例といえよう。

②榎木植栽は、藩主慶勝の主導のもとで、御小納戸・御小姓などの側近や、御用達商人であった尾張茶屋家が事業に関与していた。それゆえ、植栽を進める際も邸内や城内の奥取扱いの場所が選定され、慶勝の直轄下に置かれていたといえる。すなわち、ここで取れた榎実を領民に頒布すること、領内へ利益をもたらす計画であったと考えられる。こうした慶勝主導による政策は、写真御用や海防政策などでもしばしば見られることで、理想の領主像を追究しようとする慶勝の姿勢を示すだけではなく、単に慶勝自身の性格に起因するものとも解される。

ただ、「榎木ノ覚書」が安政二年までの分しか記載されないように、それ以降、恐らく榎木植栽事業は十分に展開することなく、自然消滅していったものと想定される。よく知られているように、同三年以降、慶勝は藩政だけではなく、対外問題や幕政など、国家的課題に積極的に関わるようになった。結果、同五年には、不時登城事件を起こし、そのため幕府から隠居・謹慎に処せられる。その後復権したとはいえ、藩内の派閥抗争に巻き込まれ、さらには將軍上洛、公武周旋、長州問題などの中央政局にも関わった慶勝であれば、榎木の植栽に直接関わる時間的・精神的な余裕は得られなかったのではないだろうか。榎木が生長し実をつけるまでには、少なくとも五年はかかるという。しかも最も多く収穫できるには、二〇年以上もの年月が必要であった。仮に嘉永・安政頃に植えた苗が、無事生長し実を結んだとしても、その時すでに幕府は瓦解し、慶勝も藩政主導を行え

る立場にはいなかったのである。

註

- (1) 長野暹「蠶」(永原慶二・山口啓二編『講座・日本技術の社会史』第一巻、日本評論社、一九八三年)。
- (2) 徳川林政史研究所所蔵。天地人の三冊がある。なお、同所蔵本には、いずれも裏表紙に「茂松園蔵書」と墨書があり、一丁目に三五mm×三五mmの方形「徳川」の印が押されている。
- (3) 野口喜久雄「蠶樹栽培の発達と優良品種の伝播」(九州大学教養部『歴史学・地理学年報』一号、一九七七年。のち同『近世九州産業史の研究』吉川弘文館、一九八七年所収)。野口氏には、蠶木に関する農書を比較・検討した「近世における蠶樹栽培技術の成立と展開」(九州文化史研究所紀要)一五号、一九七〇年、のち前掲書所収)もある。
- (4) 吉永昭「近世の専売制度」(吉川弘文館、一九七三年)所収の「産物会所仕法一覧表」。
- (5) 例えば、田中彰「長州の蠶と蠶」(地方史研究協議会編『日本産業史大系』七、中国四国地方篇、東京大学出版会、一九六〇年)、圭室諦成「肥後の蠶」(同八、九州地方篇、一九六〇年)、吉永昭・横山昭男「国産奨励と藩政改革」所収「松江藩における藩政改革」(『岩波講座日本歴史』11・近世3、岩波書店、一九六三年)、野口喜久雄「熊本藩における藩営製蠶業」(『社会経済史学』三八巻三号、一九七二年、のち前掲書所収)、三好昌文「字和島藩における製蠶業と専売制」(渡辺則文編『産業の発達と地域社会―瀬戸内産業史の研究―』溪水社、一九八二年)、梶原良則「幕末佐賀藩における殖産興業政策の展開―蠶専売制を中心として―」(『九州史学』八一号、一九八四年)、木原溥幸「富国策と軍制改革」(藤野保編『続佐賀藩の総合研究―藩政改革と明治維新―』吉川弘文館、一九八七年所収、のち木原「幕末期佐賀藩の藩政史研究」九州大学出版会、一九九七年所収)などがあり、註(1)長野前掲論文も、九州地方の蠶木栽培を概観しつつ、佐賀藩などの事例を採り上げている。また、近畿地方の一例として、笠原正夫「紀

尾張家一四代徳川慶勝の藩政改革と蠶木植栽

- (6) 大崎晃「木曾山における年貢木制廃止後の漆木植栽策考―尾張藩の享保林政改革を中心に―」(徳川林政史研究所『研究紀要』四二号、二〇〇八年)。
- (7) 名古屋市逢左文庫編『尾張徳川家系譜』(名古屋叢書三編第一巻、名古屋市教育委員会、一九八八年)二四一・二八五頁。なお、義恕が慶恕と改めたのは嘉永二年七月九日で、慶勝と改名したのは万延元年(一八六〇)九月二六日である。本稿が対象とする嘉永・安政期では、徳川慶恕と記すのが正確であるが、本稿では一般に通用している徳川慶勝と表記して進めたい。
- (8) 「世統一世記」(徳川林政史研究所所蔵)。本史料は、安政五年(一八五八)の不時登城事件以降、謹慎生活をおくった慶勝が、自らの事績を振り返ってまとめた自筆本である。
- (9) 以下、慶勝の藩政改革については、名古屋市役所『復刻版名古屋市史』政治編第一(愛知県郷土資料刊行会、一九七六年復刻)二〇七―二四頁、名古屋市教育委員会編集・発行『三世紀事略』(名古屋叢書第五巻・記録編二)、一九六二年二三五―二四〇頁、新修名古屋市史編集委員会編『新修名古屋市史』第四巻(名古屋市、一九九九年)八一〇―八二五頁、岩下哲典「改革指導者の思想的背景―徳川慶勝の書斎、直筆「目録」の分析―」(『季刊日本思想史』四三号、一九九四年、のち同『改訂増補版 幕末日本の情報活動―開国』の情報史―』雄山閣、二〇〇八年所収)に大きく依拠している。以下、特に注記がない場合は、これらの諸文献を参照しているものと解されたい。
- (10) 「文公自書類纂」第二冊(徳川林政史研究所所蔵)。なお、史料引用中の読点、注記等は、筆者が適宜付与したもので、以下も同様である。
- (11) 同右、第一冊。
- (12) 同右、第二冊。
- (13) 前掲『新修名古屋市史』第四巻、八二〇頁。

- (14) 前掲「文公自書類纂」第一冊。なお財政問題については、所三男「藩政改革と明治維新(尾張藩)」(『社会経済史学』第二巻五・六号、一九五七年、のち林董一編『尾張藩家臣団の研究』名著出版、一九七五年所収)も参照。
- (15) 「嘉永三庚戌秋 大風雨書類(徳川林政史研究所所蔵)、名古屋市蓬左文庫編『松濤棹筆(抄)』下(名古屋叢書三編第十巻、名古屋市教育委員会、一九八六年)五九〜七〇頁。
- (16) 徳川美術館編集・発行『尾張の殿様物語』(二〇〇七年)五四頁。
- (17) 「文公自書類纂」第四冊。
- (18) 大村有隣、「名古屋城並尾張藩国防の研究」(助愛社、一九三七年)、岩下哲典「幕末名古屋藩の海防と藩主慶勝―藩主の主導による海防整備の実態」(『青山学院大学文学部紀要』三三三号、のち岩下前掲書所収)参照。
- (19) 岩下同右論文。前掲『三世紀事略』には、慶勝の行動として「藩士の怠惰を警策するがために、之を城中に徴し、其説書・講議を聴かれ、武技を演習せしめ、或は郊外に出て各隊の繰練、大炮の発射を檢閲せらる、等、殆ど虚日なかりき」とある(三三九頁)。
- (20) 前掲「世統一世記」。
- (21) 註(14)所前掲論文によれば、九代宗睦は、ロシア使節ラクスマンの根室来航を受け、寛政五年に知多半島の海防を厳にするとともに、異国船渡来時の手配を定め、翌年には大番組を主力とした寄合組・馬廻組の拡充を図るなど、軍備の再編を進めていった。また、京都・大坂への軍勢手配を定め、戦時の給与令や非常備蓄制の改正も行っていた。
- (22) 近松彦之進については、「藩士名寄」(徳川林政史研究所所蔵)、「尾張勤王家履歴」(名古屋市蓬左文庫所蔵)参照。
- (23) 宗睦の改革政治については、前掲『新修名古屋市史』第四巻、三〜四八頁参照。
- (24) 「文公自書類纂」第五冊。
- (25) 同右、第四冊。
- (26) 註(9)前掲岩下「改革指導者の思想的背景―徳川慶勝の書斎、直筆「目録」の分析」。
- (27) 細井平洲については、東海市史編さん委員会編『東海市史』資料編、第二巻(愛知県東海市、一九七九年)三九〜四三頁、前掲『新修名古屋市史』第四巻、一三〜一八頁参照。
- (28) 小川和也「牧民の思想―江戸の治者意識」(平凡社選書、二〇〇八年)二四九〜二五九頁、前掲『新修名古屋市史』第四巻、三四〜三六頁。
- (29) 「御冥加普請之記并図」(徳川林政史研究所所蔵)。
- (30) 残念ながら、この三名の出自や経歴は全くわからない。後述するいくつかの状況証拠から、少なくとも玩竹齋満至や艸々庵南陵は、尾張藩の関係者とも思われるが、断定できない。なお、「植榎考」は名古屋市蓬左文庫にも二冊架蔵されている。
- (31) 註(1)前掲長野「榎・蠟」二七五頁。
- (32) 「大和本草」(『古事類苑』植物部一、吉川弘文館、一九七一年、四七四頁)によれば「黄榎、漆ヌルデノ類、其材作弓、其葉秋紅ナリ」とある。
- (33) 註(3)前掲野口「近世における榎樹栽培技術の成立と展開」(『近世九州産業史の研究』一一六頁)。
- (34) 前掲「藩士名寄」。
- (35) 西尾豊作「子爵 田中不二麿伝」(大空社、一九八七年)一〜七頁。以下、田中儀兵衛(虎助)の経歴については同書による。なお、儀兵衛・不二麿父子の祖先は、豊臣秀吉の家臣田中吉政であり、その子忠政のあと嗣子がなかったため、元和六年(一六二〇)に本家は断絶した。その一族が、秀吉の旧恩を慕い尾張に土着したという。秀吉と同じ桐紋を家紋としている。
- (36) 同研究所所蔵の「榎木略説」は、「平準講仕法」(『蓋微問答』と表記される書き付けとともに一書にまとめられている。袋綴で、縦二七・一cm、横二〇・〇cm、墨付一〇丁の和本である。そのうちの一二丁が「榎木略説」にあてられている。
- (37) 「松山種」は、宝暦・明和年間に、筑後国生葉郡の大庄屋であった竹下武兵衛(農人錦囊)の著者が作り出した品種。「松山種」は優良品種の筆頭の地位を占め、九州・防長諸藩などに伝播した。含蠟率が高く蠟質も良く、瘦地にも適したことから、昭和初期にも農林省の栽培助成品種のひとつに入っている(前掲野口「榎樹栽培の発達と優良品種の伝播」『近世九州産業史の研究』一一九〜一四〇頁)。

三頁)。

(38) 前掲「藩士名寄」。

(39) 実際に、財政再建のために取られた方策は、有力町人からの献金と債権放棄の誘発であった(註(14)前掲所「藩政改革と明治維新(尾張藩)」)。

(40) 「榎木ノ覚書」(徳川林政史研究所蔵)。

(41) 西御殿については、山本英一「尾張藩上屋敷西御殿の歴史と沿革」(東京都教育文化財団編『尾張藩上屋敷跡遺跡Ⅰ』東京都埋蔵文化財センター発行、一九九六年所収)参照。

(42) 渋谷葉子「尾張徳川家江戸屋敷―市谷・麴町・戸山―絵図集成」(新宿区生涯学習財団・新宿歴史博物館編集・発行『徳川御三家江戸屋敷発掘物語―尾張家への誘い―』展示図録、二〇〇六年所収)。

(43) 名古屋市教育委員会編集・発行『金城温古録』四(名古屋叢書続編第十六卷、一九六七年)六・七、四二頁。

(44) 内藤昌「名古屋城の歴史」(『日本名城集成 名古屋城』小学館、一九八五年)五八頁。註(41)前掲山本論文。

(45) 嘉永・安政期に、慶勝は榎木だけではなく、屋敷内に計三八〇本の梅木も植え、その実で梅干を作り、合戦の際の兵糧として蓄えていた(徳川慶勝「梅樹五出実紀」徳川林政史研究所蔵。「五出」とは花卉が五枚あること)の意。榎木植栽とともに、常に合戦を意識し、土風刷新を企図しようという慶勝の意識をうかがえるのではないか。この梅木・梅干の管理は、「梅実提督」と命名された小出半右衛門があたっていた。小出は、慶勝襲封以前の弘化二年(一八四五)以降、嘉永七年まで御側物頭兼御小納戸頭取を勤めた側近である。

(46) 前掲『金城温古録』四、一八〇―一八三頁。

(47) 名古屋市教育委員会編集・発行『金城温古録』三(名古屋叢書続編第十五卷、

一九六七年)四二―六五頁。

(48) 一〇代斉朝時代の下御深井御庭の絵図で、徳川林政史研究所蔵。

(49) なお、『金城温古録』には、鈴久山の由緒を示す記載がない。同書三、三二二頁には、松山御茶屋の項の前に、松山の説明がある。この松山が鈴久山の地に相当するので、一応、説明を引用して、後考をまらしたい。「松山 御蓮池の北に在。一名、向ふ島とも云。松林多し。又、間桜・楓・萩等有り。又、春は松露、秋は茸茸赤赤はちを生ずとなり。東の山麓は、野径に続く所、細谷川の流清く、岩間伝ひ、飛石を越渡れり。西は喬木鬱鬱たり。南は海の如き池に接し、白沙の洲浜は樂波寄せ、其水反て東西の岸を浸せり」。

(50) 「徳川慶恕日記」(徳川林政史研究所蔵)。これは、天保一〇年(一八三九)から文久元年(一八六一)までの全一九冊の日記である。

(51) 庄司吉之助「会津の漆と蠟」(『地方史研究協議会編『日本産業史大系』三、東北地方篇、東京大学出版会、一九六〇年)など。

(52) 家世実紀刊本編纂委員会編『会津藩家世実紀』第二卷(吉川弘文館、一九七六年)寛文五年一〇月六日条、一三二・一三三頁。

(53) 尾張茶屋家(新四郎家)については、林董一「近世名古屋商人の研究」(名古屋大学出版会、一九九四年)一九五―二六〇頁参照。

(54) 吉川美穂「尾張家十四代慶勝が購入した浮世絵―名古屋市蓬左文庫蔵「内密御買上物留」を中心に―」(竹内誠・徳川義崇編『金毓叢書』第三十四輯、財団法人徳川黎明会、二〇〇八年)、林同右書、一三七頁。

(55) 大道寺家文書(徳川林政史研究所蔵)中には、榎実の蒔き方や接木のやり方を書き付けた「榎まき方」という史料が存在するが、年記はなく慶勝の事業と関連づけられるかどうか不明である。なお、同史料の表紙には「尾州知多郡村瀬福平」という作成者の名が記されている。

